

人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）のフォローアップ情報

人種差別撤廃委員会総括所見（CERD/C/JPN/CO/3-6）パラグラフ33で
日本政府に提出が求められていたフォローアップ情報に関連して

<日本政府が提出したフォローアップ情報（日本政府コメント）は別添を参照>

2011年4月30日

パラ33：委員会は、条約第9条1項および委員会の改正手続規則65にしたがい、締約国に対し、この所見の採択のときから1年以内に、前記のパラグラフ12、20および21に含まれる勧告のフォローアップに関する情報を提供するよう要請する。

1. 国内人権機関の設置に関して

CERD勧告パラ12：委員会は、締約国に対し、人権擁護に関する法案を起草して採択し、法的な苦情申立手続を迅速に設けることを奨励する。また、委員会は、人権に関する広範な権限および現代的形態の差別に取り組む特定の権限をもち、適切な財政的な裏付けがあり、十分な人員を備えた独立した人権機関をパリ原則にしたがって設置するよう促す。

ERDネットの情報：

日本政府のコメントはフォローアップ情報と言えるものではない。このコメントには、パリ原則にも、勧告で問われた点にも一切触れていない。提示すべきは、期限を示した上での国内人権機関設置に向けた具体的な工程表だったはずだ。以下、特に3つの点について、政府に確認したい点をまとめる。

①独立性

コメントでは三カ所で「独立性」に言及しており、その重要性を認識しているように見える。しかし、パリ原則が掲げる独立性は財政、組織、人的資源の3つがあり、コメントの「独立性」がすべてを網羅しているのかどうか明確でない。これまでさまざまな議員から、「内閣府設置は、財政および人的資源の面から現実的ではないため法務省の外局に置く。法律に3年の見直し規定を入れればよい」という意見を聞いた。実際、与党はその方向で動きつつあるようだ。しかし、法務省外局に設置した行政機関を、その後、別の省庁下に位置づけるのはほぼ不可能だ。法務省下にある人権機関が、入管収容施設や刑務所での人権侵害に適切に対応できるのか疑問である。しかし、内閣府に設置しても、内閣府下の警察などによる人権侵害に適切に対応できるのかも疑問である。また、コメントの半分は法務省人権擁護機関についての記述であり、一部の国会議員からも、現在の枠組み（法務省人権擁護機関）をなくすのは難しいという意見を聞いている。

以上から、与党が検討中の国内人権機関は、現行の人権擁護機関を維持し、法務省下に置くものだと思う。そうであるとすれば、パリ原則の独立性をどう担保するのか確認したい。

②幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組むための特別な権限

今回の政府コメントでは、「幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組むための特別な権限」についてまったく触れていない。一つ目の権限はパリ原則に含まれる重要な責務だが、政府が想定するのは「人権侵害救済機関」という救済に焦点を当てた組織に過ぎない。二つ目の権限は2006年のドゥドゥ・ディエン国連特別報告者の報告で指摘されたもので、どちらも国内人権機関の機能として明確に位置づけるべきである。

国内人権機関にはこの二つの権限を持たせるべきだが、政府にその意図はあるのか。意図がないのであれば、パリ原則をどのようなものとして捉えているのか、国際社会からの勧告をどのように受け止めているのか、明確に示すべきだ。

③人権市民団体との実質的な協働

2011年4月、与党に国内人権機関の設置に向けたプロジェクトチームが発足した。これは、党としてこの課題に正式に取り組むということである。PTで議論する際は、市民団体の意見を聞く場を設けるとは聞いているが、聞き置くだけというアリバイ作りに利用される可能性は捨てきれない。

パリ原則には、国内人権機関の構成に関して、人権や人種差別と闘う努力をしているNGOなどと協力すべきとしている。しかし、今回のコメントではそうした協力関係にも、パリ原則にも言及していない。2010年6月に法務省政務三役から発表された「新たな人権救済機関の設置に関する中間報告」で明確に謳っているとおり、設置にあたっての前提はパリ原則であることを改めて明言し、国内人権機関には当事者や人権NGOとの協働関係を持たせることを明確に示すべきだ。

(作成：人権共同行動)

2. アイヌ民族に関して

CERD勧告パラ20：委員会は、アイヌ民族の代表者との協議の結果を、アイヌの権利を取り扱う、明確で焦点を絞った行動計画を伴う政策およびプログラムに結実させるべく、アイヌ民族の代表者と協力してさらなる措置をとること、および、そのような協議へのアイヌ民族の代表者の参加を増大させるよう勧告する。委員会は、また、締約国が、アイヌ民族の代表者との協議のもと、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの国際約束を検討し、実施することを目的とした第3番目の作業部会の設置を検討するよう勧告する。委員会は、締約国に対し、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国レベルの調査を実施するよう要請し、締約国が委員会の一般的な性格を有する勧告23（1997年）を考慮するよう勧告する。委員会は、さらに、締約国が、国際労働機関の「独立国の先住民および種族民に関する第169号条約」の批准を検討するよう勧告する。

①国連先住民族の権利宣言の反映に関して

現状：アイヌ政策推進会議は「国連先住民族の権利宣言を参照している」としているが、何条をどのように反映しているのか明確にしておらず、実質的な内容を見ると宣言の重要な部分を参照しているとは思われない。すでに二つの作業部会において結論が出る段階であるが、政策推進会議は道内・道外の多

様なアイヌ民族の声を政策に反映しているとは言い難く、透明性と代表性に問題がある。

私たちの提言：政策推進会議もしくはその後継機関において、アイヌ民族の多様な声を反映し、アイヌ民族自身がイニシアチブを発揮できるような体制をとるよう求める。

②第三番目の作業部会の設置に関して

現状：日本政府は、2つの作業部会の実施を優先するとし、第三の作業部会設置については検討すらしていない。

私たちの提言：政策推進会議もしくはその後継機関において、再度第三の作業部会を設置し、国際的コミットメントの検証・実施を行うよう促す。

③北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国レベルの調査に関して

現状：北海道のアイヌ民族に関しては、北海道と北海道大学による調査が実施されたのみである。現在の調査の対象は北海道外のアイヌ民族しか対象としていない。また、2010年に実施された国勢調査においても少数民族に関する質問項目は設置されなかった。

私たちの提言：日本政府は国勢調査においてアイヌ民族など先住民族/少数民族に関する項目を設置するよう促す。また、北海道内外のアイヌ民族に関して、一律のシステムのもと、国家的調査を実施するよう促す。

④ILO169号条約(1989年)の批准に関して

現状：政府は CERD に提出したフォローアップにおいて、9条、10条が日本国の刑罰制度と整合性が取れないという点を挙げ、ただちに締結できないと回答した。

私たちの提言：日本政府は、ILO169号条約に関して、日本国憲法とその他の法律・制度と抵触するすべての条項をリストアップすると同時に、批准に向けてどのように改正すべきかを調査するよう促す。その際、アイヌ民族・琉球／沖縄民族と協議し、どの条項を実施すべきかを検討する必要がある。(日本において、アイヌ民族や琉球／沖縄民族が9条・10条の実施を要請する可能性は低い)

(作成：市民外交センター)

3. 沖縄民族に関して

CERD 勧告パラ 21：委員会は、締約国に対し、沖縄の人びとの権利を促進し、および適切な保護措置および政策を確立するため、沖縄の人びとが被っている差別を監視するために沖縄の人びとの代表者との幅広い協議を行なうよう奨励する。

①沖縄の独自性に関して

現状：CERD はパラ 21 において、「委員会は、ユネスコがいくつかの琉球言語、ならびに、沖縄の人びとの独自の民族性、歴史、文化および伝統を認識していること (2009 年) を強調しつつも、沖縄の独自性について当然に払うべき認識に関する締約国の態度に遺憾の意を表明するとともに、沖縄の人びとが被っている根強い差別に懸念を表明する」としている。しかし、沖縄人が先住民族であるという主張は、日本政府によって現在まで無視され続けており、その結果、権利侵害が続いている。とくに、辺野古・

大浦湾の新基地建設および高江のヘリパッド建設は、沖縄の軍事基地の不均衡な集中をさらに強化し、現代的形式の差別構造を強化するものである。しかし、沖縄に対する歴史的差別を認めた上で、固有の権利主体と民族性を認めることを促す勧告に対し、日本政府は何らの対策もとっていない。

私たちの提言：日本政府は、沖縄を固有の歴史・文化・言語を有する先住民族であると認めるよう促す。

②沖縄の代表者との幅広い協議に関して

現状：日本政府は、CERD に提出したフォローアップにおいて、沖縄振興策の法的・制度的枠組みについて説明するにとどまり、またその際に沖縄県の意向を踏まえていることしか説明していない。勧告は民族性を踏まえた上での沖縄の代表者との協議を促しており、フォローアップで述べられたような沖縄県や自治体の要望に対応するだけでは人権保障の手段としては不十分である。

私たちの提言：日本政府は、沖縄人に対する構造的差別に関して、人種差別撤廃条約の枠組みのもとで権利保障をすることが必要である。そのための沖縄の代表者との協議の枠組みについて検討し、提示するよう促す。

(作成：市民外交センター)